

「災害復興法学」教育の実践と課題 ～初等・中等教育から生涯学習・専門家育成まで～

2019年12月18日
(文部科学省／文部科学大臣政務官室)

岡本 正

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・博士（法学）
岩手大学地域防災研究センター 客員教授
北海道大学公共政策学研究センター 上席研究員
慶應義塾大学法科大学院・同法学部・同大学院システムマネジメント研究科 講師
青山学院大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻 講師
長岡技術科学大学大学院システム安全専攻 講師
元・中央大学大学院公共政策研究科 客員教授
元・内閣府上席政策調査員／元・文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括主任調査官
／元文部科学省研究開発局アドバイザー

 銀座パートナーズ法律事務所

1

災害復興法学の意義

- 災害復興法学とは、災害時に弁護士が実施する無料法律相談事例を集約し被災者のリーガル・ニーズを分析することで、災害対策や復興支援に関する制度的・法的課題を類型化し、類型ごとの課題を克服する政策上の提言及び政策形成活動を経た法改正や新規立法等の軌跡を記録・検証し、同時に残された立法政策上の課題を浮き彫りにするとともに、その解決に資する政策形成活動や立法事実集約活動を伝承し、社会における法制度の改善と向上に直接還元することを目的とした新たな「法学」及び「公共政策」の学術領域と研究分野である。
- 法学・公共政策学の枠を超えた、文理融合、分野横断の要素が特徴。「生涯学習」「主権者教育」「法教育」「金融教育」「情報教育」「消費者教育」「人材育成」として実践することを目指す。
- 東日本大震災における「被災者の声」（無料法律相談事例）をリアルタイムで4万件以上分析した経験、政府における政策立案の経験、法改正提言と立法支援などによる政策形成過程の実践経験を踏まえたノウハウの伝承が不可欠と判断し『災害復興法学』を提唱。あらゆる分野に対する教育活動・研修活動の展開を目指す。認知度の問題や既存プログラムへの参画に課題が残る。

 銀座パートナーズ法律事務所

2

災害復興法学の意義



「東日本大震災から7年(2) 被災者の声を活かした災害復興法学」(NHK視点・論点)

2018年3月8日 解説: 岡本正(弁護士・法学博士)

銀座パートナーズ法律事務所

3

東日本大震災以降の法律家による法政策提言(主なもの)

東日本大震災直後期

- ① 仙台弁護士会による震災ADRの創設(2011年4月20日)
- ② 東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律による熟慮期間延長(2011年6月21日)
- ③ 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(2011年7月29日)
- ④ 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの策定(2011年7月15日)
- ⑤ 原子力損害賠償紛争解決センターの設立(2011年7月~同年8月)
- ⑥ 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律による差押禁止条項の追加(2011年8月23日)
- ⑦ 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(2011年8月23日)
- ⑧ 罹災都市市借地借家臨時処理法の不適用(2011年9月30日)
- ⑨ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(2011年11月21日)と株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立(2012年2月22日)

復興期・恒久化

- ① 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(2012年3月23日)
- ② 東京電力原子力事故による被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(2012年6月21日)
- ③ 災害対策基本法の一部を改正する法律案(2013年6月21日)
- ④ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法・罹災都市市借地借家臨時処理法の廃止(2013年6月26日)
- ⑤ 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律(2013年6月26日)
- ⑥ 東日本大震災における原子力発電所事故の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律(2013年12月4日)
- ⑦ 東日本大震災復興特別区域法の改正による土地収用法・都市計画法等の規制緩和(2014年4月23日)
- ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの策定(2015年12月25日)
- ⑨ 災害ケースマネジメントの法制化提言(2016年2月19日)

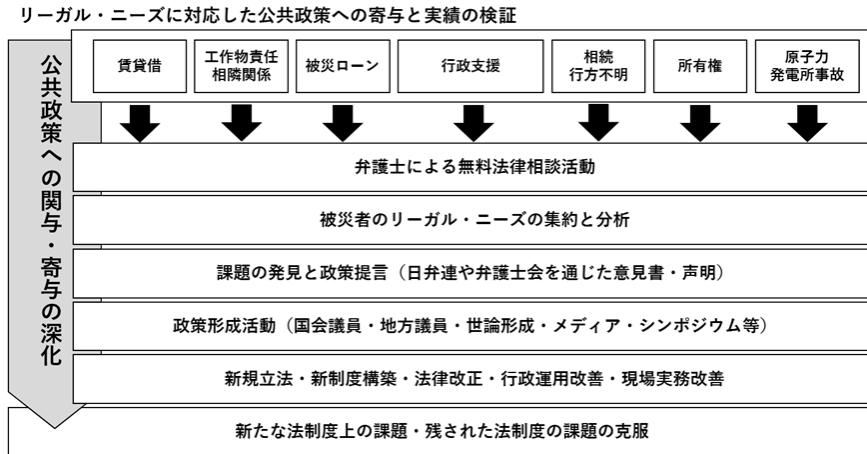
その後

- ① 平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(2016年5月19日)
- ② 総合法律支援法の改正による対象者拡充(2016年5月27日)
- ③ 災害弔慰金の満額支給要件の見直し(2016年6月1日)
- ④ 糸魚川市大規模火災を自然災害として被災者生活再建支援法・自然災害債務整理ガイドライン等を適用できるとする運用(2016年12月30日)
- ⑤ 災害関連死の事例の集積、分析、公表を求める意見書(2018年8月23日)

銀座パートナーズ法律事務所

4

主要類型と復興政策の軌跡（縦軸）

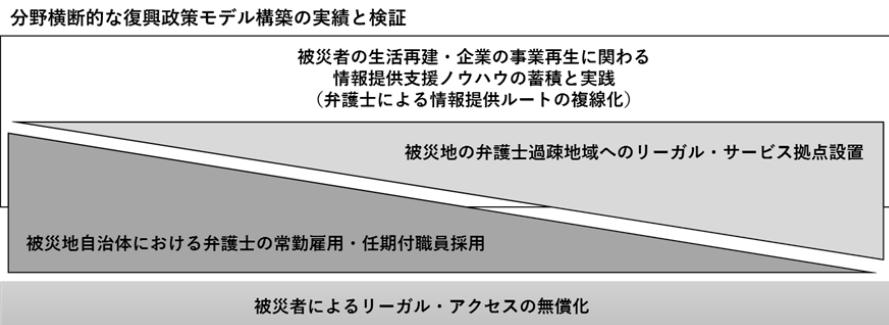


岡本正「災害復興法学の体系 リーガル・ニーズと復興政策の軌跡」より

銀座パートナーズ法律事務所

5

分野横断的復興政策の軌跡（横軸）



岡本正「災害復興法学の体系 リーガル・ニーズと復興政策の軌跡」より

銀座パートナーズ法律事務所

6

災害復興法学の学術的背景の整備

- 災害復興法学の研究分野は、既存の個人や企業の経済活動や親族関係の延長の平常時の規範で検討するだけではなく、災害時における「生活再建の達成」のために合理的な規範を見出す必要がある。
- 災害の実定法である「災害対策基本法」「大規模災害復興法」「災害救助法」「被災者生活再建支援法」「災害弔慰金法」等は、個別の被災者のリーガル・ニーズとの関係では、ごく一部のパーツを表現しているに過ぎない。
- 災害復興法学の領域を「被災者のリーガル・ニーズ」から帰納的に構築し、「被災者の生活再建の達成」の理念を具体化・研究し続けるプラットフォームを構築し、そこに『実定法学』としての位置づけを獲得することが必要になる。



- 慶應大、中央大、青山大、長岡技科大等での1~2単位以上のまとまった講座実践
- 災害復興法学が学問領域が、法学や公共政策学の領域を形成していくに値するかどうかを実践、検証、論証した論文『災害復興法学の体系：リーガル・ニーズと復興政策の軌跡』による博士号（法学）の取得（2017年9月）。
- 日本公共政策学会賞「奨励賞」による評価（2019年6月）。

銀座パートナーズ法律事務所

7

参考文献

『災害復興法学の体系：
リーガル・ニーズと復興政策の軌跡』
岡本正 著
2018年 勁草書房（KDDI叢書）

声は届く、
ともに歩んでいこう。



- 第1章 災害復興法学の体系化を目指して
- 第2章 災害時の無料法律相談分析の意義と災害復興法学に関する先行研究
- 第3章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第4章 広島市豪雨災害無料法律相談情報分析結果
- 第5章 熊本地震無料法律相談データ分析結果
- 第6章 リーガル・ニーズの分析と災害復興政策の実現
- 第7章 分野横断的な復興政策モデルの構築
- 第8章 災害復興法学の実践
- 第9章 考察
- 第10章 結論と展望

日本公共政策学 2019年度学会賞『奨励賞』

銀座パートナーズ法律事務所

8



 銀座パートナーズ法律事務所

- 中学校における災害復興法学の実践
- 高等学校における災害復興法学の実践
- 大学学部教育における災害復興法学の実践
- 大学院（文・理・学際的）における災害復興法学の実践
- 公共政策大学院における災害復興法学の実践
- 法科大学院（法曹養成）における災害復興法学の実践
- 生涯学習教育（図書館・公民館等）における災害復興法学の実践
- 民間企業の人材育成における災害復興法学の実践
- 自治体職員・政策法務における災害復興法学の実践
- 専門士業のスキル向上における災害復興法学の実践
- 医学・看護学・福祉分野における災害復興法学の実践
- 国際貢献や「SDGs」としての災害復興法学の実践

中学校における災害復興法学の実践

- 中学生に対する主権者教育や法教育の側面、ニュースや現状を見る力。
- 現状をみて認識する→なぜだろう？を列挙→解決策や考え方を提示。



高知新聞 2019年11月25日「特集いのぐ・未来の避難所（上）」

銀座パートナーズ法律事務所

11

高等学校における災害復興法学の実践

- 被災地への調査旅行・フィールドワークの前提知識や復習として。
- 現地視察で感じる事ができたこと、表面的な部分以外にも潜んでいる課題をに目を向けられるようになる。解決策を探る中で、法律、制度、社会のしくみを学ぶ。



写真：神奈川学園中学・高等学校より提供



銀座パートナーズ法律事務所

12

大学学部教育における災害復興法学の実践

- 前期+後期のまとまった講義形式だからこそ伝えられる十分な情報。
- 法学部だけではなくあらゆる進路に進む全学部生が毎年受講。
- 慶應義塾大学法学部2013年～2019年で2200名以上が履修。
- 全国各地の国立私立大学等で分担講義多数（学部では東京大学など）。



慶應義塾大学法学部「災害復興と法1」「災害復興と法2」
(2013年～現在)



東京大学教養学部
「災害復興支援活動と法・社会」
(分担講義) (2017年～現在)
銀座パートナーズ法律事務所

13

参考文献

災害復興法学

An Encouragement of Disaster Recovery and
Rehabilitation Law

岡本 正



[主要目次]

『災害復興法学』

岡本正

2014年 慶應義塾大学出版会

この国の未来を担うあなたへ
これは被災地4万人の
声が導いた、
復興政策の軌跡と未来への道標である

第1部 巨大災害時のリーガル・ニーズ

- 第1章 東日本大震災無料法律相談情報分析結果
- 第2章 東日本大震災のリーガル・ニーズの視覚化

第2部 東日本大震災と復興政策の軌跡

- 第1章 被災者どうしの紛争、話し合いによる解決
- 第2章 行方不明と死亡の狭間で揺れる遺族
- 第3章 破産できない! 新たな債務整理制度
- 第4章 きょうだいは家族か マイノリティ・リポートが導く真実
- 第5章 復興を阻害する古法の適用に待った!

- 第6章 いのちを奪うか、救うか、マンション法制のこれから
- 第7章 個人情報保護は個人を救うためにある
- 第8章 未来に残せ、地域の個人情報活用術
- 第9章 100万件的紛争を法律家の手で解決せよ
- 第10章 絶望を希望に変える情報を伝えるために
- 第11章 既存概念を打ち破る新しい法律・法改正

第3部 危機管理の新デザイン

- 第1章 地域ごとの復興政策モデル
- 第2章 南海トラフ地震・首都直下地震に備えるデータの活用

銀座パートナーズ法律事務所

14

この国の未来を担うあなたへ
復興政策の軌跡は、
未来をつくる希望の種になる。

参考文献

2018年 慶應義塾大学出版会

【主要目次】

プロローグ 復興から復興へ

第1部 災害時のリーガル・ニーズに学ぶ生活再建の知識の備え

- 第1章 東日本大震災「リーガル・ニーズ・マップ」
- 第2章 新しい防災教育 生活再建の「知識の備え」

第2部 復興政策の軌跡 大災害を教訓とした新制度の誕生

- 第1章 住まい① 所有者不明土地の高台移転・復興事業を加速せよ
- 第2章 住まい② 二重ローン問題は終わらない
- 第3章 住まい③ マンションに救助はやってくるか
- 第4章 家族の生活① 災害関連死と家族の二重苦に終止符を
- 第5章 家族の生活② 災害救助法を徹底活用せよ
- 第6章 家族の生活③ 半壊の涙、境界線の明暗
- 第7章 地域と情報① 津波犠牲者訴訟と安全配慮義務
- 第8章 地域と情報② 続・個人情報保護を救うためにある
- 第9章 地域と情報③ 必要な情報を必要とどこへ

第3部 復興から防災へ 復興の教訓を未来の防災政策に

- 第1章 東日本大震災「復興期」のリーガル・ニーズ
- 第2章 熊本地震と新たな復興モデルの認識
- 第3章 広島土砂災害にみるリーガル・ニーズの普遍性
- 第4章 復興・復旧から防災・減災へ

エピローグに代えて

～2015年ネパール地震・カトマンズ講演に込めた「レジリエンス」の思い～

『災害復興法学Ⅱ』

岡本正

2018年 慶應義塾大学出版会



銀座パートナーズ法律事務所

15

大学院（文・理・学際的）における災害復興法学の実践

□システムデザインマネジメントや安全工学分野における制度や仕組みの構築と親和性。現場のニーズや事実をもとにルールをくみ上げていく政策立案の思考を軸に文理融合・学際的講座を実現。

□青山学院大学ビジネス法務、長岡科学技術大学システム安全専攻などの社会人を含む修士課程育成等でも講座展開。



長岡技術科学大学大学院システム安全専攻
「安全社会と法」（集中講義）



慶應義塾大学大学院システムデザインマネジメント研究科
「リスクコミュニケーション論」（分担講義）（2015年～現在）

銀座パートナーズ法律事務所

16

公共政策大学院における災害復興法学の実践

- 中央大学大学院公共政策研究科客員教授として2013年度から廃科となる2016年度まで「災害復興法学」講座を開講。受講生は経済産業省、東京都職員、メディア等に。
- 北海道大学公共政策学研究センター上席研究員として公務員・地方議員向けサマースクール等。



中央大学大学院公共政策研究科「災害復興法学」
(2013年～2016年度)



北海道大学公共政策大学院サマースクール

銀座パートナーズ法律事務所

17

法科大学院（法曹養成）における災害復興法学の実践

- 2012年度に「災害復興法学」講座の創設を進言し、現在に至る。
- 外部の実務家非常勤講師のいち講座にすぎないという課題。
- すべてのケーススタディは現場の実例を取り入れたモデルケース。
- 既存の法律の解釈運用だけではなく課題の政策立案を含む実践講座。
- 8年間で500名以上の学生が「災害復興法学」を学び弁護士や公務員に。



※公共政策の担い手たる
法律家のキャリアパス
についても経験を踏まえ
解説する機会を設ける

慶應義塾大学法科大学院「災害復興法学」
(2012年～現在)

銀座パートナーズ法律事務所

18

法科大学院（法曹養成）における災害復興法学の実践

□法科大学院のケーススタディ例（「法学セミナー」2012年11月号より）

「災害復興法学」の創設と展開 —東日本大震災の教訓を未来の担い手へ—	(b) 相続と行方不明に関する事例	(g) 建物賃貸借契約に関する事例
受講生には、法律の教科書・基本書の枠を飛び出し、 <u>疑似的ではあるが、現実の実務の中で生きた法律の利用とその限界を体感してほしいと考えた</u> 。また、法律問題を抱える被災者の心情や葛藤にも気づいてほしいと考えた。このため、本講座では、できる限り多くの被災地の写真や、無料法律相談情報の分析の結果得られた統計データを紹介するよう心掛けた。	(b) 相続と行方不明に関する事例 沿岸部で壊滅的な津波被害を受けたエリアで多い相談類型である。具体的には、家族の中で行方不明の方がいる場合の法律関係や、相続財産に負債が多い場合の法律関係が問題となる事例を提示した。 震災から1年余り(当時)経過し、津波からの防災のための各種設備やインフラ整備に多額の予算が費やられようとしている中で、当該被災地における復興の担い手たる住民の生活再建上の課題が解決していないのが現状であった。特に、相続の相談事例は、災害から日が経過するにつれて相談の割合が増加し、その後も相談全体の中では高い割合を占めるという傾向があった。 受講生の中には、相続の相談の特徴的な動向について、 <u>新制度の構築や運用改善という点だけでなく、家族の心情なども影響している点を指摘する者もあった</u> 。受講生側も、モデルケースではあるものの、少しでも当時の実態や相談者の気持ちに近づこうと努めていたように思う。	(g) 建物賃貸借契約に関する事例 建物賃貸借契約を巡る当事者間の紛争に関する相談事例である。特に都市部で人口が集中している地域や、オフィスが多いエリアで多い相談類型である。具体的には、建物明渡請求、賃料減額請求、修繕義務等が問題になる事例を提示した。 最初にこの事例を取り上げたのは、民法の条文が実際の現場ではどう利用されているのかという点を、早い段階で体感してもらいたかったからである。 また、 <u>民法の条文を適用するだけでは、事案全体の解決策を提案できない場合、弁護士は、災害時における様々な行政給付や諸制度の利用について情報提供しなくてはならないという点にも気づいてもらいたいという意図もある</u> 。

災害時の実践的・実務的解釈に加え、法制度の課題の発見と改正提言能力を養成

銀座パートナーズ法律事務所

19

法科大学院（法曹養成）における災害復興法学の実践

第200回通常国会参議院法務委員会3号（2019年11月12日）

○国務大臣（森まさこ君） 委員御指摘のとおりでございます。…時間の経過とともに必要な支援が変わってくるという面がございます。そうした法制度に精通した弁護士による適切なアドバイスが極めて重要であると思います。東日本大震災のときも、弁護士会が法律相談の支援に入ってくれたわけですが、…適切なアドバイスができる資質、能力を備えた法曹人材を育成しなければならないと考えているところでございます。その上で、法務省としては、令和元年台風第十九号において、法テラスにおいて被災者の方々に資力の有無にかかわらず弁護士による無料法律相談を提供しているところでございますので、こういったサービスが、より効果的に実施するためにも、また法曹人材の養成ということにも力を入れてまいりたいと思います。

○矢倉克夫君 今ほど大臣から、法曹人材育成の必要性、お話をいただきました。今日は文部科学省から佐々木さやか文部科学大臣政務官にもお越しいただいておりますが、お伺いをしたいと思いますが、そこを育成する場所はやはり法科大学院というところがあるというふうに思います。災害が今非常に多発している中であって、この法科大学院において災害法制を教え、学ぶということも非常に重要であると思います。さらに、それがいろいろなケースに応じた、事情に寄り添った法曹を育成するという意味合いでも重要であるというふうに考えております。この点に関しまして、文部科学省の見解をお伺いしたいと思います。

○大臣政務官（佐々木さやか君） 多様化する社会の法的需要に応えて様々な分野で活躍できる法曹の養成は重要でありまして、法科大学院には、委員御指摘の災害法制を始め、社会の様々な分野に対応できる、特色ある教育活動を展開することが期待されていると考えております。

こうした期待を踏まえ、各法科大学院では先端的な法領域に関する科目の充実が図られておりまして、その中には、例えば慶応義塾大学法科大学院で行われております災害復興法学など、災害復興の実務のニーズに即応できる事例解決能力の修得を目的とする科目を開設している、そういった例もあると承知をしております。

文部科学省といたしましては、各法科大学院が、社会の変化に対応しながら、それぞれの特色を生かして多様な教育を行い、有為な人材を育成、輩出できるよう、さきの通常国会で成立した改正法を踏まえ、めり張りある予算配分や好事例の普及などを通じて、法科大学院教育の改善、更なる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○矢倉克夫君 個々の事情に寄り添ってアドバイスができる法曹の育成という意味も込めて、是非、政務官にはリーダーシップを発揮していただければと思います。（以下略）

銀座パートナーズ法律事務所

20

生涯学習教育（図書館・公民館等）における災害復興法学の実践

- 生涯学習、法教育、金融・消費者教育、主権者教育と災害復興法学
- 公民館連合会・全国各地公民館における単発ワークショップのご縁
- 図書館総合展・図書館イベントにおける単発ワークショップのご縁
- 自治体、地域コミュニティ、マンション管理組合、経済団体、商店街、男女共同参画、消費者団体等における各種イベントセミナー等のご縁
- 金融広報委員会や消費者行政とのお金のセミナー等



「図書館総合展」ワークショップモデル実践／公民館日本一・広島玖波公民館のワーク／市民向け防災イベント

銀座パートナーズ法律事務所

21

参考文献

『図書館のための災害復興法学入門
新しい防災教育と生活再建への知識』
岡本正 2019年 樹村房

図書館はやはり 『学びの場』

第1部 「知る」

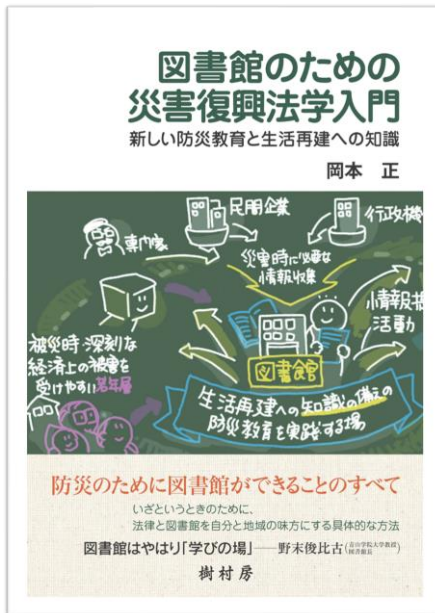
第2部 「伝える」

第3部 「つくる」

災害が起こったとき、不安を抱える被災者の生活再建のために、図書館が担える役割とは何でしょうか。「生活再建への知識」「備えの防災教育」をキーワードに、地域を支える情報拠点であり、だれにでも開かれた生涯学習の場である図書館へ。

徳島大学・玉有朋子先生によるファシリテーション・グラフィックも掲載

銀座パートナーズ法律事務所



22

民間企業の人材育成における災害復興法学の実践

- 企業や自治体の事業（業務）継続計画（BCP/BCM）を担う人材強化として内部統制・安全配慮義務など危機管理とガバナンスや経営判断、リスクマネジメントを学ぶ経営支援。
- 従業員や取引先関係者等のための福利厚生やサービスとしての生活再建講座、お金やファイナンシャルプランを支える法制度講座の展開。



経営層向けBCP・リスク管理トップセミナー（メーカー大手）



日本政策投資銀行 BCP格付け取得関連セミナー

銀座パートナーズ法律事務所

23

自治体職員・政策法務における災害復興法学の実践

- 全国市町村研修財団「市町村アカデミー」への一部プログラム提供
- 内閣府原子力被災者生活支援派遣・東京防災・帰宅困難対策派遣等
- 自治体ごとの幹部研修・職員研修・関係団体向け研修等プログラム
- 自治体が連携する防災士や防災リーダー講座等へのプログラム提供
- 防災冊子やハザードマップにおける生活再建と法制度の記述監修



2016年1月21日 高知新聞



高知県防災冊子に「生活再建コーナー」新設

銀座パートナーズ法律事務所

24



参考文献

『自治体職員のための災害救援法務ハンドブック
―備え、初動、応急から復旧、復興まで―』
岡本正 2019年 第一法規

【自治体職員必携】

自治体職員の事前の備え、初動、応急、
復旧、復興まで、各場面で自治体職員が
やるべきことを時系列で示す。

自治体職員が平常時の予習、準備や、災
害対応時にも携帯することを想定。

【岡本全勝・元復興次官推薦】

どこでも起きる大災害。
全ての自治体職員に学んで欲しい。

銀座パートナーズ法律事務所

25

発生が迫る大地震、大規模化する風水害。
被災生活は想定外では済まされません。
今、考え備えておくために、お役立てください。

監修：弁護士・博士(法学) 岡本 正
いま、考えておかねばならないこと！
被災後の生活再建のてびき
あなたを助ける支援制度を知っておきましょう

A4インデックス／表紙共16頁／カラー／定価：160円

大規模災害の発生でまず直面するのが生活再建の問題。本書では被災後どんな問題が起きどんな支援制度があるのか、事例を交えわかりやすく紹介しています。証明書の手配や支払いの減免、貴重品の紛失といった実際に起きる問題をテーマに置き、それを解決するための制度を解説していく構成としました。知識の備えも重要な防災対策と考へ、普段の生活を取り戻す知識を詰め込んだ必須の一冊です。

東京法規出版

被災したときに助けになる「お金と
くらし」に関する「知識の備え」とな
る防災グッズ監修
■銀座嶋屋「生活のソナエ袋」
■東京法規出版
「被災後の生活再建の手引き」

参考文献

生活のソナエ袋

銀座嶋屋より Shimaya

知識が考える備えは3つの柱があります。

- 1本書の柱は「物の備え」
- 2本書の柱は「知識の備え」
- 3本書の柱は「経済的備え」

1本書の柱「物の備え」は非常食は勿論、救急工具、転倒防止器具などいわゆる「防災用品」も2本書の柱「知識の備え」は、防災に対する確々の知識の上で、3本書の柱「経済的備え」は、訓練や体験型セミナーを通じて実践することを目指します。

この「生活のソナエ袋」は、2本書の柱「知識の備え」にフォーカスし、「災害復興法学」を創設し、被災後の生活再建の知識、の普及に尽力されている弁護士・中村健人、弁護士・博士(法学)の岡本正氏にご指導をいただき、作成いたしました。

被災時はすべての出来事が想定外となります。「生活のソナエ袋」には、想定外の出来事を乗り切る、生活再建への第一歩を歩むための具体的な知識が記載されています。被災時はもちろん、平時の防災訓練などのツールとして活用いただければ幸いです。

監修者より

大きな災害があった場合、お金、住まい、食料、証明書、契約関係等に関する悩み事が数多く発生します。大災害後に弁護士らは「家も職場も失ってしまった」といった生活苦しい状況に陥り、平時の防災訓練などのツールとして活用いただければ幸いです。

逆方に暮れてしまうのではなく、「生活再建」のための法制度やガイドラインの存在を知っておくことで、「希望の第一歩」を踏み出すきっかけになればと願っています。

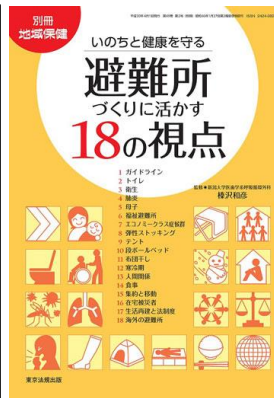
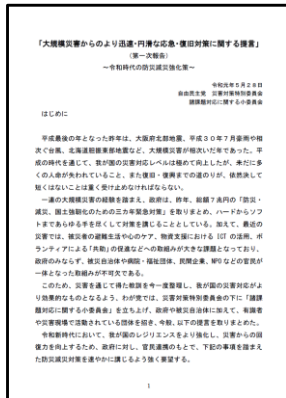
「生活のソナエ袋」では、東日本大震災や熊本地震における膨大な被災者の法律相談事例の分析結果や、生活再建に関する法改正等の動向をとらえた「災害復興法学」の観点から、特に「知識の備え」にしたいと思われる知識を紹介しています。

銀座パートナーズ法律事務所
弁護士・第一東京弁護士会・博士(法学)
岡本 正

26

医学・看護学・福祉分野における災害復興法学の実践

- 医学・公衆衛生に根差した避難所環境を実現するための法制度の検討
- 避難所・避難生活学会による政策提言への寄与
- 災害看護教育における生活再建法制度知識の重要性（社会的健康）



現場の医学的・健康的課題を支えるための現行法制度の柔軟な運用と、さらなる制度改善の提言

自由民主党「災害対策特別委員会「諸課題対応に関する小委員会」の提言（2019年5月）における災害救助法の基準改善の提言

銀座パートナーズ法律事務所

27

専門士業のスキル向上における災害復興法学の実践

- 弁護士・司法書士・社会福祉士・土地家屋調査士・救急現場等へ。
- 災害復興まちづくり支援機構（東京）などに代表される士業連携。



ソーシャルワーカー研修（福祉士会等）



病院職員研修（医療法人・国立病院機構等）



救命救護関係者研修（自衛隊・消防・日赤等）



看護師研修（災害看護教育・看護士協会等）

銀座パートナーズ法律事務所

28

国際貢献や「SDGs」としての災害復興法学の実践

- 持続可能な開発目標（SDGs）における「レジリエンス」（強靭さ・しなやかさ）の実現。災害にあっても希望をもって復興していくための制度・法律の改善を絶え間なく行う「リーガル・レジリエンス」の観点
- 2015年ネパール大地震後におけるカトマンズへの派遣（JICA事業による招聘）。災害後の法制度支援や被災者相談分析について講演。



JICA法整備支援関連「震災関連紛争の経験共有セミナー」
（ネパール・カトマンズ 2015年10月）



SDGsには日本主導によって「レジリエンス」（強靭さ、しなやかさ）が盛り込まれている。課題・教訓を踏まえて法制度を絶え間なく改善していくことを目指す『災害復興法学』もまた「リーガル・レジリエンス」と位置づけられる。

銀座パートナーズ法律事務所

29

岡本 正 (Tadashi OKAMOTO)

銀座パートナーズ法律事務所パートナー弁護士。博士（法学）。マンション管理士。ファイナンシャルプランナー（AFP）。医療経営士（2級）。防災士。防災助士。岩手大学地域防災研究センター客員教授。北海道大学公共政策学研究センター上席研究員。慶應義塾大学法科大学院・同法学部・青山学院大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻・長岡技術科学大学大学院等の非常勤講師。2013年度から2016年度には中央大学大学院公共政策研究科客員教授も務めた。2017年9月20日、博士論文「災害復興法学の体系—リーガル・ニーズと復興政策の軌跡—」により新潟大学大学院現代社会文化研究科より『博士（法学）』の学位を取得。

1979年生。神奈川県鎌倉市出身。2001年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、同年に司法試験合格。2003年に弁護士登録し、都内法律事務所勤務を経て、2013年8月に独立し岡本正総合法律事務所を設立。2016年4月に銀座パートナーズ法律事務所の設立に合流し、パートナーに就任。

弁護士ほか専門資格と豊富な行政内弁護士経験を活かし、企業、個人、行政、政策、教育など幅広い法律分野を扱う。2009年10月から2011年10月まで内閣府行政刷新会議事務局上席政策調査員として、行政改革・規制改革・政府系法人改革・行政事業レビューなど行政改革・政策立案を担当する。東日本大震災を契機として、2011年4月から12月まで日弁連災害対策本部嘱託室長にも就任。東日本大震災の4万件の無料法律相談データベース策定を提言し、その責任者となる。2011年12月から2017年7月まで文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括主任調査官に就任し、組織体制の構築や仲介基準策定をはじめ多数の案件に関わる。2012年には、リーガルニーズと復興政策の軌跡をとりまとめ、法学と政策学を融合した「災害復興法学」を大学に創設。講義などの取り組みは、『危機管理デザイン賞2013』『第6回若者力大賞ユースリーダー支援賞』などを受賞。

公益財団法人東日本大震災復興支援財団理事、日本組織内弁護士協会副理事長、総務省域情報化アドバイザーほか、文部科学省研究開発局アドバイザー、内閣府官房、内閣府、東京都、神奈川県ほか公職多数。NHK「視点・論点」、読売新聞「顔」、朝日新聞「ひと」、TBS「ひるおび」ほかメディアにおける有識者出演多数。

その他著作、論文多数。

銀座パートナーズ法律事務所

30